

別表1

技術移転事業者の要件に関する事項

- 1 . 名称
- 2 . 所在地(注1 )
- 3 . 代表者
- 4 . 連絡先
- 5 . 設立年月日(予定年月日)
- 6 . 出資金及び出資者等の構成(注2 )
- 7 . 役員の構成(注3 )
- 8 . 組織(注4 )
- 9 . 役職員数(注5 )

|                                            | 技術移転事業に従事する役職員数 | 全役職員数 |
|--------------------------------------------|-----------------|-------|
| 常勤役職員(注6 )<br>(うち技術移転に関する専門的<br>知・能力を有する者) | 名<br>( 名 )      |       |
| 非常勤役職員<br>(うち技術移転に関する専門的<br>知・能力を有する者)     | 名<br>( 名 )      |       |
| 合計<br>ち技術移転に関する専門的知<br>・能力を有する者)           | 名<br>( 名 )      |       |

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1 )技術移転事業を実施する本拠となる場所の住所を記載する。

(注2 )公益法人の場合は、基金の額及び出えん者の構成を記載する。

(注3 )常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する(なお、ここでいう「常勤」の意味については、注6 参照)。また、役員の略歴を記載した資料を添付する。

(注4 )組織図を添付する。

(注5 )「技術移転に関する専門的知識・能力を有する者」(特許に関する知識が豊富な者や、技術のマーケティング及びライセンス活動の能力があると考えられる人材をいう。)を他の役職員と区別して記載する。また、該当する者の略歴を記載した資料を添付する。

(注6 )「常勤」とは、技術移転事業者との契約関係・身分関係の別を問わず、同事業を実施する場所を主たる勤務先とすることをいう。

別表2

## 技術移転事業の内容及び実施方法

|                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 . 特定試験研究機関若しくは試験研究独立行政法人との提携関係を有することの説明                                                                       |
|                                                                                                                 |
| 2 . 研究成果の評価及び選別の具体的方法                                                                                           |
|                                                                                                                 |
| 3 . 研究成果の活用が期待される民間事業者に対する研究成果に関する情報の提供の方法( 会員制を採用する場合、会員の募集方法、会費、会員数見込その他の運営方法、 特許出願等の出願公開前における秘密保持の具体的方法を含む。) |
|                                                                                                                 |
| 4 . 特許権等についての民間事業者への実施許諾等の具体的方法                                                                                 |
|                                                                                                                 |
| 5 . 実施料等の収益の配分及び還流の方法並びにその公表手段                                                                                  |
|                                                                                                                 |
| 6 . その他研究成果の効率的な移転に必要な業務として行われる業務の内容及びその実施方法                                                                    |
|                                                                                                                 |
| 7 . 中小企業者への配慮の具体的内容                                                                                             |
|                                                                                                                 |

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4 とする。